

第18回大牟田市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月10日(火) 午前9時30分から午前10時25分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第4委員会室

3. 出席委員(8名)

会 長 古賀 正廣

会長代理 石橋 祐一

3番委員 中島 照章

4番委員 梅野 節子

5番委員 鳥越 孝広

6番委員 内野 和幸

7番委員 境 タヅ代

9番委員 池端 祥久

4. 欠席委員(1名)

8番委員 松山 規子

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による通知について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による通知について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

報告第5号 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 松尾 健一

次 長 野田 稔雄

職 員 堀江 陽子

職 員 福浦 忠紀

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第18回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、5番委員と6番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

各委員 はい。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 このことについては、7件の申請がございます。
 それでは、説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。

 1番は、貸借期間満了を迎え引き続き耕作のための申請でございます。

 2番は、実質的な耕作をしていた〇〇さんが自宅側の農地を購入されるものです。

 3番は、高齢により管理が困難になってきた農地を隣接に住む〇〇さんへ相談され、贈与でまとまったものでございます。

 4番は、親子間の生前贈与と伺っております。また、現在、親子間の貸借があるため、利用権解約も提出いただいております。8ページの5番になっております。

 5番は、所有者が亡くなられたことで賃料の相談に行かれたところ、出来れば購入して欲しいとのことから売買でまとまったものでございます。また、解約があり、7ページの1番になっております。

 6番7番は、〇〇さんが実質1枚の田としての利用地ですが、複数の筆があり、相続等で共有地となっている筆を購入により整理され、全て〇〇さん単独所有地とされるものでございます。

 資料訂正をお願いいたします。3条調査書の第2項第6号の説明文で、農業歴の

後に「住まいの隣であり家庭菜園」の部分ですが、別人情報の書き換え洩れでございますので、正しくは「当地の耕作実績もあり」に訂正をお願いいたします。

なお、ご自宅は、申請地から西へ200メートル程にございます。

いずれも各項目に該当せず、許可基準を満たしていると思われまふ。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に地区担当委員の意見を伺いたひと思ひます。

1番と2番は8番委員ですが、6番委員にお願ひしたいと思ひます。

6番委員 はい。1番の〇〇さんは、大牟田南部でやっておられる大規模農家でございますので全く問題ないと思ひます。

2番の〇〇さんは、大牟田南部の農家で30代の若い跡継ぎさんもおいらっしやいますので、これから伸びる方だろうと思ひますので問題ないと思ひます。

3番の〇〇さんは、いろいろな野菜を栽培されており、販売所にも出されております。家のすぐ隣ということですので適正に管理出来るものと考えられますので問題ないと思ひます。

議長 ありがとうございます。

次に4番から7番までは私ですので意見を述べます。

4番は、私が耕作している田んぼの隣ですが、毎年きちんと耕作されており、ブドウ栽培もきちんとやられておりますので、大丈夫だと思ひます。

5番は、小作されていた土地を購入でまとまったということですので、引き続きお願ひできるのではないかとと思ひます。

6番、7番の〇〇さんの農地ですが、田んぼがこんなに複雑になっているとは知りませんでした。1枚続きになっておりますので問題ないと思ひます。以上です。

議長 審議に入ります。それぞれ意見を伺っていきたくと思ひます。

まず1番案件についてご意見ご質問はございますでしょうか。

(発言者なし)

ございませんか。

各委員 はい。

議長 それでは、採決に入ります。

1番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長 全員賛成で1番案件は許可することに決定します。
続いて2番案件は如何でしょうか。
(発言者なし)
ございませんか。

各委員 はい。

議長 それでは、採決に入ります。
2番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
全員賛成で2番案件は許可することに決定します。

議長 次の続いて3番案件は如何でしょうか。
(発言者なし)
ございませんか。

各委員 はい。

議長 ないようですので採決に入ります。
3番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
全員賛成で3番案件は許可することに決定します。

議長 続いて4番案件についてご質問はございませんか。
(発言者なし)
ございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので採決に入ります。
4番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
全員賛成で4番案件は許可することに決定します。

議長 5番案件については如何でしょうか。
(発言者なし)
何かございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので採決に入ります。
5 番案件を許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
(全員賛成)
5 番案件は全員賛成で許可することに決定します。

議長 続きまして 6 番、7 番案件について如何でしょうか。
(発言者なし)
何かございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので採決に入ります。
6 番 7 番案件を許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
(全員賛成)
全員賛成で 6 番 7 番案件は許可することに決定します。

議長 以上で議案第 1 号を終わり議案第 2 号に入ります。

議案第 2 号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第 2 号については、23 件の申請があります。
なお、1 番は、6 番委員に関するもので、最後の 23 番は、私に関するものですのでそれぞれ退席いたします。
まず 2 番から 22 番までの説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。
2 番から 17 番までは期間満了に伴う更新申請でございます。
18 番から 20 番までは、利用権制度廃止に伴う対応として、満了までの期間が残っていますが、それぞれ解約し改めて長目の 9 年申請をされるものでございます。
21 番は、耕作者を変更されるもので同時に解約が出ているものでございます。
22 番は、売買事業により耕作地を購入されるものでございます。
以上です。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 事務局説明が終わりました。審議に入ります。
何か皆さんからご質問ご意見ございませんでしょうか。
(発言者なし)

議長 無いようですので審議を終わり採決に入ります。
この議案第2号は、一括採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは一括採決といたします。
2番から22番までの案件を許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)
2番から22番までは全員賛成で許可すること決定致します。
次に1番案件に入りますので、6番委員は退席をお願いします。
－ 6番委員退室 －

議長 1番案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。6番に委員のご子息の貸借期間満了による貸借更新申請でございます。
ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 それでは審議に入ります。ご質問ご意見はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので審議を終わり採決に入ります。
1番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
1番案件は全員賛成で許可に決定致します。

議長 次に23番案件に入りますので、私は退席し、以後の進行は2番委員にお願いします。
－ 会長退室 －

2番委員 それでは、会長を代理しまして私が議事進行を行います。
23番案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 売買事業により所有地隣の極小農地を取得されるものでございます。
ご審議の程よろしくお願いいたします。

2番委員 それでは審議に入ります。ご質問ご意見はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので審議を終わり採決に入ります。
23番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

2 3 番案件は全員賛成で許可に決定します。

それでは、会長の入室をお願いします。

－会長の着席－

2 番委員 会長の案件は許可に決定しました。

2 番委員 会長に関する案件が終了しましたので、議事進行を会長と交代します。

議長 それでは以上で議案第 2 号を終わり、次の報告に入ります。

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。市街化区域内の農地を駐車場での転用届でございます。既に着手済でしたので顛末書を提出いただいております。以上です。

議長 何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第 1 号を終わります。次に、

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 1 番は、資材置場のための転用でございます。

2 番は、受人の自宅となりが売却されたため付随する農地も転用取得されるものでございます。

3 番は、2 区画の宅地分譲のための転用でございます。

4 番は、自宅隣に子の住宅建設のためでございます。以上です。

議長 何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第 2 号を終わります。次に、

報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。議案第 1 号で説明いたしました小作人〇〇さんの農地取得のため、残存小作地の解約でございます。以上です。

議長 何かご質問はございませんか。
 (発言者なし)
 無いようですので報告第 3 号を終わります。次に、

報告第 4 号 農地法第 18 条の規定による許可申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。いずれも権利取得並びに利用権の期間延長のための解約でございます。解約後に耕作者がいないものはございません。以上です。

議長 説明が終わりました。何か質問はございませんか。
 (発言者なし)
 無いようですので、報告第 4 号を終わります。

報告第 5 号 非農地証明について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。全て市街化区域内のもので売買等のための登記地目整理が目的でございます。以上です。

議長 説明が終わりました。何か質問はございませんか。
 (発言者なし)
 無いようですので、報告第 5 号を終わります。

議長 これをもちまして第 18 回総会を終了いたします。

閉会

以上